

2018年8月7日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県社会保障推進協議会  
事務局長 根本 隆

神奈川県高齢期運動連絡会  
事務局長 大河原 貞人

## 生活保護利用者等の熱中症に関する緊急対策の申入れ

総務省は7月24日、「熱中症で1週間に搬送された人数が2万2647人」にのぼり、2008年度以降で過去最多となったと発表しました。今夏の記録的猛暑は、8月いっぱい広い範囲で継続する様相を見せており、気象庁は「命に危険が及ぶレベルで、災害と認識している」と述べています。

厚労省は6月27日、今年度から新たに生活保護利用を開始した人を対象に、一定の条件を満たす場合にはエアコン購入費などの支給を認める通知を出しました。しかし、2018年3月までに生活保護の利用を開始し、エアコンを所有していない人は購入費の支給対象とはならず、このままでは猛暑のなかで命の危険を感じながら暮らさなければなりません。エアコンがないため、あっても電気が止められて、熱中症で死亡するという痛ましい事態が全国で発生しています。

私たちは、県民の命と健康を守るために、下記の緊急対策を強く求めます。また県として、県内市町村に対して以下のような緊急対策を行うよう指示することを要請します。

### 記

1. 6月27日の厚労省通知に該当する生活保護利用者とその内容を周知徹底し、必要な対象者には可及的速やかにエアコン設置ができるように支援すること。
2. 2018年3月までに生活保護の利用を開始し、エアコンを所有していない人に対しても上記の通達が適応されるように政府に対して緊急の要望を行うこと。
3. 厚労省通知では、世帯内に「熱中症予防が特に必要とされるもの」として、「高齢者、障害（児）者、小児及び難病患者並びに被保護者の健康状態や住環境等を総合的に勘案」とあることから、生活保護利用者に準じてエアコン購入費などの補助を行うこと。
4. 厚労省通知に該当しない場合でも、神奈川県としてエアコン設置のための生活資金の緊急貸付を行うなど人命最優先の対策を講じること。
5. 社会福祉協議会による生活資金貸付制度の運用について、緊急事案については審査会の回数を増やすなどして貸付が速やかに行われるようにすること。
6. エアコンが設置されたとしても、電気代が止められる、電気代が払えずにエアコンが使用されない事例が生じているから、そうした事態が生じないよう緊急支援対策をはかること。

以上